

食品製造業経営力強化サポート事業運営業務に係る企画提案募集要領

本要領は、食品製造業経営力強化サポート事業運営業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

- (1) 事業名
食品製造業経営力強化サポート事業運営業務
- (2) 事業目的及び業務内容
別紙「食品製造業経営力強化サポート事業運営業務委託仕様書（案）」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月10日（火）まで
- (4) 事業費（委託上限額）
金19,974,900円（消費税及び地方消費税額1,815,900円を含む。）
- (5) 履行場所
宮城県内外

2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始から企画提案提出時までの間、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

3 スケジュール

	項 目	年月日
(1)	企画提案募集開始	令和7年4月17日(木)
(2)	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和7年4月25日(金)
(3)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和7年5月 2日(金)
(4)	企画提案への参加申込期限	令和7年5月 9日(金)
(5)	企画提案書の提出期限	令和7年5月16日(金)
(6)	企画提案書のプレゼンテーション・選考	令和7年5月28日(水)
(7)	選考結果の通知(予定)	令和7年5月下旬
(8)	契約の締結(予定)	令和7年6月上旬

4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問受付【任意】

イ 受付期限

令和7年4月25日(金)午後5時まで(必着)

ロ 質問方法

質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより下記アドレスあて送付すること。

s-business@pref.miyagi.lg.jp (宮城県農政部食産業振興課県食ビジネス支援班)

ハ 回答方法

質問の回答は、令和7年5月2日(金)までに宮城県農政部食産業振興課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しない場合がある。

なお、電話や口頭による質問及び受付期限を過ぎてからの質問は、一切受け付けない。

(2) 企画提案への参加申込

イ 提出書類

(イ) 参加申込書(様式第2号) 1部

(ロ) 宣誓書(様式第3号) 1部

ロ 提出期限

令和7年5月9日(金)午後5時(必着)

ハ 提出方法

持参又は郵送

ニ 提出先

宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県行政庁舎10階北側)

(3) 企画提案書の提出

イ 提出書類

(イ) 企画提案書(任意様式) 10部 ※電子媒体でも提出

(ロ) 事業経費見積書(任意様式) 10部

ロ 提出期限

令和7年5月16日（金）午後1時（必着）

ハ 提出方法

持参又は郵送（電子媒体は電子メール、CD-R 等）

ニ 提出先

宮城県農政部食産業振興課県食ビジネス支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県行政庁舎10階北側）

電子メール：s-business@pref.miyagi.lg.jp

ホ 記載事項

次に掲げる内容を網羅すること。なお、これら以外の記載を妨げるものではない。

- (イ) 企画プロデューサー候補者の経歴及び経営支援、商品開発、販路開拓支援等の実績
- (ロ) 経営力強化アドバイザー候補者の実績、経歴及び指導・助言の分野
- (ハ) 専門家派遣事業において想定する支援対象事業者の数、指導日数及び手法、支援カルテ及びアクションプランの作成
- (ニ) 食材王国みやぎフードビジネス塾において想定する受講者の数、カリキュラム及び開催手法
- (ホ) 専門家派遣事業及び食材王国みやぎフードビジネス塾を補完し、支援対象事業者の経営力強化に資する独自の提案
- (ヘ) 業務の実施スケジュール
- (ト) 同種・類似業務の受注実績
官民を問わず、これまで実施した代表的な事業を記載すること。
- (チ) 事業経費の見積
消費税及び地方消費税額を算出し、合計金額を記載すること。

ヘ 規格等

企画提案書はA4判片面印刷（電子媒体はPDF形式とする。）とし、ページ番号を付すること。また、構成は、下記に沿って提案内容を明快にまとめ25ページ程度とすること。

ト 留意事項

- (イ) 提案できる企画案は、1者1案とする。
- (ロ) 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (ハ) 審査は提出された企画提案書により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- (ニ) 企画提案を取り下げる場合は、取下願（様式第4号）を提出すること。
なお、この場合も提出された企画提案書は返却しない。
- (ホ) 企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

5 評価・選定方法

(1) 受注候補者の選定手順

宮城県が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの

総合評価により審査し、各選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、最高点をつけた選定委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、採点の結果、最高点をつけた選定委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各選定委員の評価点の合計点が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

(2) 企画提案者が多数の場合の一次審査の実施

企画提案者が多数の場合は、選定委員会において書面等による一次審査を実施し、令和7年5月22日(木)までに上位5者程度を選定する。選定後は、全ての企画提案者に速やかに電話及び書面により結果を通知する。

(3) プレゼンテーション

イ 実施日

令和7年5月28日(水) ※実施時間は別に定める。

ロ 実施場所

宮城県庁内会議室(宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号) ※詳細は別に定める。

ハ 実施方法

(イ) 出席者は1提案者当たり3名以内(提案に係るプロジェクトへの参画者に限る)とする。

(ロ) 1提案者当たりの持ち時間は45分以内(説明25分以内、質疑応答20分以内)とする。

(ハ) 提案者が複数いる場合、別に定める時間割に従い実施する。

(ニ) 原則、事前に提出のあった企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。

(ホ) モニター(対応ケーブルはHDMI)の使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。

なお、この場合、パソコンは提案者が用意すること。

(4) 審査項目

イ 企画提案者の業務内容及び経営支援・商品開発支援の実績は十分か。

ロ 企画プロデューサー候補者の経営支援・商品開発支援の実績及び経歴は十分か。

ハ 経営力強化アドバイザー候補者の指導・助言の分野及び実績、経歴は十分か。

ニ 専門家派遣のスケジュール、支援対象事業者数、指導日数及び手法、支援カルテ及びアクションプランが効果的かつ妥当なものか。

ホ 食材王国みやぎフードビジネス塾の受講者数、カリキュラム及び開催手法は効果的かつ妥当なものか。

ヘ 独自提案の内容は優れたものか。

(5) 選考結果の通知及び公表

選考結果については、後日、企画提案者全てに対し書面で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。ただし、公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。なお選考結果に関する質問には応じない。

- (6) 企画提案者が1者又はない場合の取扱
企画提案者が1者の場合も審査を行い、評価点が6割以上の場合に委託候補者として選定する。
企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。
- (7) その他
事業実施に際しては、県と受注候補者との協議によって、事業内容の変更を行う場合があるので、企画提案の内容が全て採用されるものではない。

6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領に従っていない場合
- (3) 5（3）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

7 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

- (1) 受注者の決定
企画提案選定委員会において決定した受注候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者から見積書を徴収する。
- (2) 委託金の支払条件
委託金の支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

8 問い合わせ先

宮城県農政部食産業振興課 担当：食ビジネス支援班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022（211）2812 メール：s-business@pref.miyagi.lg.jp